

神崎町健康増進計画・食育推進計画・自殺対策計画策定業務委託
公募型プロポーザル審査要領

1. 審査概要

審査は、神崎町健康増進計画・食育推進計画・自殺対策計画策定業務委託プロポーザル審査委員会（以下、「委員会」という。）において行う。

ただし、企画提案書等を提出した事業者が、実施要領に記載された参加資格を満たさない場合や失格事由等に該当する場合、または指定期日までに企画提案書等の提出がされなかった場合は、審査を行わず失格とする。

なお、企画提案書等を提出した者が1社の場合でも、審査は実施する。

2. 審査方法

(1) 1次審査（書類審査）

提出された企画提案書等をもって、各評価項目における評価基準に基づき書類審査を実施する。

(2) 2次審査（プレゼンテーション審査）

プレゼンテーションと委員会によるヒアリングを実施し、各評価項目における評価基準に基づき審査を実施する。

3. 優先交渉権者の決定方法

1次審査と2次審査の点数を合計し、合計点数が最も高い事業者を優先交渉権者、2番目に高い事業者を次点交渉権者とする。

ただし、合計点数が最も高い事業者が複数ある場合は、委員会の協議により契約交渉者を選定する。